

## tanabe en+レンタルスペース等利用規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、南紀みらい株式会社（以下「運営会社」という。）が運営する田辺市市街地活性化施設 tanabe en+（以下「施設」という。）における2階のワークスペースと会議室、マルシェスペース、附属設備（以下「レンタルスペース等」という。）について、施設利用者に対してコワーキングスペース、貸会議室等の用途として提供するため、その利用にあたり必要な事項を定める。

### (メンバー制度)

第2条 レンタルスペース等の利用は、tanabe en+メンバー登録を済ませた個人または法人（以下、「メンバー」といいます。）のみ可能とする。

### (利用目的)

第3条 レンタルスペース等のうち、2階のワークスペースと会議室は主に各種セミナー、講演会、打合せ、会議等（ワークスペースについてはコワーキングスペースとして1人1席の利用も可能）の用途としての利用を原則とし、マルシェスペースにおいては多目的な利用を可能とするが、マルシェスペースの利用に関する注意事項（別紙1）の内容を遵守して利用するものとする。

2 レンタルスペース等は宗教や政治等の目的、法律に反する目的、その他、非常識的な行為等による利用は禁止する。

### (利用時間)

第4条 利用時間は別表1に掲げる内容を限度とする。

2 利用時間を延長する場合は運営会社に連絡し、許可を得るものとする。ただし、次の利用者に支障が発生する場合は、延長不可とする。

3 利用時間は準備及び後片付け、確認時間を含むものとする。

### (利用料金)

第5条 レンタルスペース等の利用料金は別表1に掲げる内容とする。

2 利用者は、利用内容、利用時間等に応じた利用料金を利用開始時間までに一括して運営会社に対して支払う。

### (利用申請)

第6条 レンタルスペース等の利用を希望する者は、利用開始前に、tanabe en+レンタルスペース等利用申請書（様式第1号）に、必要事項を記載し、運営会社に提出しなければならない。

2 マルシェスペースの利用に関しては、前項に掲げる利用申請書とは別に、tanabe en+マルシェスペース利用誓約書（様式第2号）に署名し、運営会社に提出しなければならない。

- 3 マルシェスペースの利用は、同一利用者による利用申請時点を含めた利用期間中の新たな申請は不可とし、新たな利用申請は必ず利用期間終了後とする。
- 4 マルシェスペースの利用を希望する者(以下「希望者」という。)は、利用開始日の7日前までに、tanabe en+レンタルスペース等利用申請書(様式第1号)に、tanabe en+マルシェスペース利用誓約書(様式第2号)、その他関係書類を添えて、運営会社に申請しなければならない。

(利用制限)

第7条 利用者は、第三者にレンタルスペース等の利用権の全部または一部の譲渡あるいは転貸することはできない。また、利用者が、この規約に反し、レンタルスペース等の利用権の全部または一部の譲渡あるいは転貸した場合、直ちに利用を停止し、今後一切の利用資格を剥奪する。さらに、レンタルスペース等に損害が発生した場合は、その損害を全額賠償するものとする。

2 利用申請受付後、または、利用途中においても、次の各号のいずれかに該当する場合は、運営会社の判断で申請の取り消しや利用停止等の処置を行うこととする。この場合に生じる利用者のいかなる損害に対しても、運営会社は一切の責任を負わない。

- (1) 申込時の利用目的と実際の利用内容が著しく異なる場合
- (2) 利用申込書のご記入内容に、偽りがあると認められた場合
- (3) 管理上または風紀上好ましくないと認められる場合
- (4) 許認可もしくは資格が必要な内容での利用を、許認可もしくは資格がない状態で開催、利用すること
- (5) 運営会社の許可なく、レンタルスペース等外で、作業や催事行為(撮影、掲示、印刷物の配布、募金行為、販売行為、各種勧誘等)をした場合
- (6) 暴力行為、反社会的行為、及びそれらの活動、または業務内容が不明確な団体が主催、協賛及び後援等を行う場合
- (7) 危険物の持込、または危険物の持ち込みによる人身事故、施設・レンタルスペース等を破損・汚損・紛失した場合
- (8) 展示および装飾施工上、会場内に釘、鋸、アンカーの打設、許可無く糊・強粘着テープ等を張った場合
- (9) 音、振動、臭気の発生等により、周囲に迷惑を及ぼす、またはその恐れがある場合
- (10) 来場者数がレンタルスペース等の許容範囲を超え、周囲に迷惑を及ぶ場合
- (11) 指定外駐車場および近隣建物の敷地、路上等にバイク、自転車を駐輪、または自動車を駐車した場合
- (12) 運営会社からの注意に従わず、また本規約に違反すると判断した場合
- (13) その他レンタルスペース等の管理運営上、支障があると判断する場合
- (14) 未成年のみの利用(未成年の利用は、保護者、責任者を同伴すること)
- (15) 指定場所以外で喫煙が発覚した場合(施設は全館禁煙)
- (16) 他のレンタルスペース等利用者、近隣住民の迷惑となる大きな音を出す場合
- (17) 施設の屋内、屋外を問わず、レンタルスペース等において撮影された画像や動画を運

営会社に無許可で運営会社が運営する媒体以外に掲載、運営会社のウェブサイトに掲載されている画像を無許可で転載した場合

(利用の取り消し)

第8条 利用に関わらず、本規約に反すると運営会社が判断した場合は、利用を取り消すこととする。この場合、受領した利用料金は、返金しないものとする。

(利用申請後のキャンセル)

第9条 利用申請後、やむを得ない理由により利用をキャンセルする場合、利用申請者は速やかに運営会社に連絡しなければならない。

2 前項の理由によりキャンセルとなった際、すでに受領している利用料金があった場合は返金しないものとする。

(弁済及び免責)

第10条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する損害行為を行った場合、運営会社に対し、その損害について代価をもって弁済しなければならない。

(1) レンタルスペース等を毀損、汚損、紛失させた場合

(2) 利用者が本規約に違反したことによって、運営会社が損害を被った場合

2 レンタルスペース等利用中の展示物及び利用者、参加者が持ち込んだ物(貴重品を含む)等の盗難、破損事故については、その原因の如何を問わず、運営会社は一切の責任を負わない。

3 天変地異、関係各省庁からの指導、その他、運営会社の責に帰さない事由により利用が中止された場合、運営会社はその損害について一切の責任を負わない。

4 運営会社の責に帰すべき事由により、利用者が損害を被り、その損害の賠償を運営会社に請求した場合は、受領した料金を限度として、賠償するものとする。ただし、利用者の損害の内、機会損失等の逸失利益については、その損害の責任を負わない。

(利用後の原状回復)

第11条 利用者は、利用終了後は利用前の状態まで原状回復しなければならない。

2 利用者は、利用にあたり発生した残材やごみ等は、すべて持ち帰らなければならない。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、運営会社が別に定める。

附 則

この規約は、令和2年8月1日から施行する。

別表 1（第 4 条、第 5 条関係）

（1）レンタルスペース

種別	区分	利用料金	利用可能範囲
マルシェスペース（1 区画につき）	1 日	2,000 円	開館時間内
2 階会議室	1 時間につき	500 円	
	3 時間につき	1,200 円	
	1 日	3,000 円	開館時間内
	夜間	1,500 円	午後 7 時～午後 9 時
2 階ワークスペース（全面利用）	3 時間につき	2,000 円	
	5 時間につき	3,000 円	
	1 日	5,000 円	開館時間内
	夜間	3,000 円	午後 7 時～午後 9 時
2 階ワークスペース（1 人 1 席利用）	1 時間につき	400 円	
	3 時間につき	800 円	
	1 日	1,200 円	開館時間内
	1 月	10,000 円	開館時間内

（2）附属設備

種別	区分	利用料金	利用可能範囲
プロジェクター	1 日	1,000 円	開館時間内
スクリーン	1 日	500 円	開館時間内
大型モニター	1 日	500 円	開館時間内
マイクセット	1 日	1,000 円	開館時間内
WEBカメラ	1 日	無料	開館時間内
スピーカーマイク	1 日	無料	開館時間内
tanabe en+屋台	1 日	無料	開館時間内

備考

- 1 開館時間は、午前 10 時から午後 7 時を原則とし、事前に運営会社の許可を受けた場合は午前 10 時から午後 9 時とする。
- 2 利用料金の算出に当たっては、1 時間に満たない端数時間は、1 時間として計算する。
- 3 利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 4 2 階ワークスペース（1 人 1 席利用）の利用料金は、利用者が田辺市内に住所を有する者又は田辺市内に事務所もしくは事業所を有する場合にあっては、利用料金の額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。
- 5 附属設備のうち、プロジェクター、スクリーン、大型モニター、マイクセット、WEBカメラ、スピーカーマイクについては 2 階のみ、tanabe en+屋台については、マルシェスペースのみの利用に限る。